

(8) その他の人権課題

ア. 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神的・経済的に様々な被害を受けている場合が多くあります。2005（平成17）年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが基本理念として定められました。

この基本法に基づいて、犯罪被害者等の人権についての正しい理解と認識を促進するよう啓発に努めます。

イ. 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人は、根強い偏見や差別意識により、社会の一員として円滑な社会復帰をすることが困難な状況におかれています。また、その家族も同様に偏見や差別にさらされることがあります。

刑を終えて出所した人が円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会などで周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

ウ. インターネット等による人権侵害

高度情報化の進展に伴い、誰でも気軽に情報が受発信でき便利なメディアとしてインターネットや電子メールが急速に普及しています。その反面、発信者の匿名性が高いことなどから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって、さらには犯罪にもつながる有害な情報が掲載されるなど、深刻な人権侵害問題が全国的に発生しています。

法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法（*12）」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

また、市民一人ひとりが情報化社会のもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発に努めます。

エ. 性同一性障害者

性同一性障害とは、生物学的な性別（からだの性）と心理的な性別（心の性）との間に食い違いが生じることによって社会生活に支障をきたす医学的な精神疾患名です。性同一性障害を抱える人々は、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見、あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

性同一性障害についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

オ. アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心とした地域に先住していた民族であり、独自の文化や生活様式を育んできました。しかし、過去の同化政策によって、アイヌ独自の言葉や文化、信仰、生活習慣の一切を奪われ、その独自の文化が失われていきました。このようなアイヌの人々の歴史や文化について、認識不足などにより偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況の中、2008（平成20）年6月、アイヌ民族を先住民族と認め、地位向上などの総合的な施策に取り組むことを政府に求めるため、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されました。

こうした、決議などの趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

カ. その他

上記の人権課題以外にも、日本社会に存在する六曜や丙午（ひのえうま）、さらに、島根県特有の迷信として一部地域に見られる「きつねもち」等の非科学的で根拠のない迷信や因習に関わる人権課題、拉致問題など様々な人権課題が存在し、今後、社会経済構造の変化に伴い、新たな人権問題が表面化してくることが考えられます。

このような人権問題に対して、それぞれの問題に対する市民の正しい理解・認識と、問題解決に向けての市民の積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。